

○厚生労働省令第六十二号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第六条の六第十号及び第十一条の八第十号、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第九号ハ並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第十二条第五号ハの規定に基づき、国民年金法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令

（国民年金法施行規則の一部改正）

第一条 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設)</p> <p>第七十七条の六 令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>一 二十五の二 (略)</p> <p>二十五の三 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和五年法律第四十一号)</p> <p>第三条第一項に規定する認定日本語教育機関(認定日本語教育機関認定基準(令和五年文部科学省令第四十号)第十七条第一項本文に規定する課程に限る。)</p> <p>二十六 三十四 (略)</p>	<p>(令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設)</p> <p>第七十七条の六 令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>一 二十五の二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二十六 三十四 (略)</p>

(健康保険法施行規則の一部改正)

第二条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(法第三条第一項第九号ハの厚生労働省令で定める者)</p> <p>第二十三条の六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第九号の「前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設」とは、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>一 二十五の二 (略)</p> <p>二十五の三 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和五年法律第四十一号)</p> <p>第三条第一項に規定する認定日本語教育機関(認定日本語教育機関認定基準(令和五年文部科学省令第四十号)第十七条第一項本文に規定する課程に限る。)</p> <p>二十六 三十四 (略)</p>	<p>(法第三条第一項第九号ハの厚生労働省令で定める者)</p> <p>第二十三条の六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第九号の「前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設」とは、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>一 二十五の二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二十六 三十四 (略)</p>

(厚生年金保険法施行規則の一部改正)

第三条 厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(法第十二条第五号ハに規定する厚生労働省令で定める者) 第九条の六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第九号に規定する「前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設」とは、次の各号に掲げる教育施設とする。</p> <p>一 二十五の二 (略)</p> <p>二十五の三 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和五年法律第四十一号)</p> <p>第三条第一項に規定する認定日本語教育機関(認定日本語教育機関認定基準(令和五年文部科学省令第四十号)第十七条第一項本文に規定する課程に限る。)</p> <p>二十六 三十四 (略)</p>	<p>(法第十二条第五号ハに規定する厚生労働省令で定める者) 第九条の六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第九号に規定する「前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設」とは、次の各号に掲げる教育施設とする。</p> <p>一 二十五の二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二十六 三十四 (略)</p>

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。